

【ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）骨子案における主な見直し点】

No.	骨子案のページ	第9期の方向性など	第9期骨子案への反映
1	P. 1	<ul style="list-style-type: none"> ■2025年に団塊の世代がすべて75歳以上となる。 ■2040年には高齢者人口がピークを迎える。 ・85歳以上人口が急増、要介護高齢者の増加。 ・生産年齢人口の減少。 ・医療と介護の複合的ニーズを有する高齢者の増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「施策の基本方針」において、方向性を踏まえた内容に修正。
2	P. 2～3	<ul style="list-style-type: none"> ■介護給付適正化事業 ・主要5事業から3事業への再編。 ・実施内容の充実化（国保連の給付適正化システムより出力される給付実績等の帳票を活用した点検に重点化、など）。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「1. 介護サービスの質の向上に向けた効果的・効率的な給付適正化対策の実施」において ・（1）～（3）のとおり、方向性を踏まえた主要3事業への見直し。 ・実施内容の充実化について追記。
3	P. 6	<ul style="list-style-type: none"> ■介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 ■令和3年度介護報酬改定において ・職場におけるセクハラ又はパワハラを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務化。 ・虐待防止等のための必要な体制等の措置を講ずることが義務化。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「3.（1）介護保険サービス事業者への指導・助言」において、指導の観点から文言修正及び追記。
4	P. 8	<ul style="list-style-type: none"> ■ケアマネジメントの質の向上に取り組むことの重要性 	<ul style="list-style-type: none"> ■「4.（2）介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援」において、地域包括ケアに資するケアマネジメントの観点を追記。
5	P. 8～9	<ul style="list-style-type: none"> ■介護現場の生産性の向上の推進に取り組むことが重要。 ■介護現場の生産性の向上の取組は都道府県が主体となり、総合的かつ横断的に進めていくことが重要。 市は都道府県と連携して取り組むこととされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「5. 人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進」や「5.（1）大阪府等との連携」において、生産性の向上の取組を大阪府と連携して行うこと等を追記。
6	P. 9	<ul style="list-style-type: none"> ■指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届け出システム」の使用の基本原則化。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「5.（2）介護分野の文書負担軽減」において、必要な準備を進めることを追記。
7	P. 10	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の目指すべき姿を実現するため、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた具体的な施策を定めることが重要。 ■地域包括支援センターについて、重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援等の役割を期待。 	<ul style="list-style-type: none"> ■第6章タイトル修正 地域包括ケアシステムの構築 →地域包括ケアシステムの深化・推進 ■令和4年度から開始した重層的支援体制整備事業に係る内容及び地域包括支援センターの役割について追記。
8	P. 13	<ul style="list-style-type: none"> ■看取りに関する取組の推進（第8期から引き続きの内容） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「1.（1）⑤医療・介護関係者の情報共有の支援、地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援」において、「ワーキングチームにて作成の「枚方市版専門職向けACPの手引き」等のツールの活用について追記。
9	P. 15～17	<ul style="list-style-type: none"> ■認知症施策推進大綱やその中間評価の結果、令和5年6月に成立した認知症基本法に沿った取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「2. 認知症施策の推進」において追記。 ■「2.（1）③認知症の日及び認知症月間等のイベントを活用した普及啓発」について追記。 ■「2.（2）②認知症予防の取組」の追記。 ■「2.（2）④認知症地域支援推進員の配置」において、早期発見・早期対応のための関係機関との連携について追記。
10	P. 19		<ul style="list-style-type: none"> ■「2.（3）④認知症の人とその家族への一体的支援事業」において、本人支援と家族支援の一体的な支援について追記。

No.	骨子案のページ	第9期の方向性など	第9期骨子案への反映
11	P. 24	■総合事業の実施状況の評価や総合事業の充実の推進	■「3. (2) 介護予防・生活支援サービスの基盤整備」において、サービス提供内容の効果及び効果的な体制構築を進めることを追記。
12	P. 24	■交通担当部門等との連携（第8期から引き続きの内容）	■「3. (2) 介護予防・生活支援サービスの基盤整備」において、地域における椅子の設置について追記。
13	P. 25	■総合事業において、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推進されるよう検討を行うことが重要。	■「4. 介護予防と健康づくりの取組の推進」において、改めて市独自サービスとして実施している「リハ職訪問通所指導事業」の内容を追記。
14	P. 28	■通いの場に参加する高齢者の割合を8%とすることを目指し、通いの場の取組を推進すること。	■「3. (5) 通いの場の活動支援」において8%の目標設定。
15	P. 30 P. 32 P. 34	■地域包括支援センターについて、重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援等の役割を期待。（No.7の再掲）	■「6. 本市における重層的支援体制整備事業の取組」を新たに記載。 ■「7. (2) 地域包括支援センターの役割分担と連携強化」や「7. (4) ③関係機関との連携強化」において、令和4年度から開始した重層的支援体制整備事業における地域包括支援センターの役割について追記。
16	P. 32	■地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置	■「7. (3) ①3職種の専門性が十分発揮できる人員体制」において、柔軟な職員体制について、引き続き記載。
17	P. 34	■地域包括支援センターの役割 ・認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むことが重要。 ・重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、他分野と連携促進を図っていくことが重要。	■「7. (4) ③関係機関との連携強化」において、包括的な相談支援体制の追記や、関係機関との連携について引き続き記載。
18	P. 34	■地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所などの地域の拠点との連携を推進していくことが重要。 ■居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することに伴い、介護予防を居宅介護支援事業所と連携し推進していくことが重要。	■「7. (4) ③関係機関との連携強化」において、居宅介護支援事業者との連携について追記。
19	P. 43	■令和3年度介護報酬改定において ・虐待防止等のための必要な体制等の措置を講ずることが義務化。（No.3の再掲）	■「5. (4) 施設等における高齢者虐待防止の取組」において、義務化された内容等の事業者への説明等について追記。
20	P. 48	■災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の構築が重要。 ■全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画（BCP）等の策定等が義務化。	■「10. 災害時や感染症発生時に備えた支援体制の充実」や「10. (1) 災害や感染症対策にかかる体制整備」において、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた、大阪府等との連携や、介護サービス事業者へのBCPの策定義務等について追記。